

令和2年度消費者庁政策評価実施計画

令和3年3月30日

消費者庁長官決定

最終改正 令和3年6月28日

行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、令和2年度消費者庁政策評価実施計画(以下「実施計画」という。)を以下のとおり定める。

1 計画期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

2 事後評価の対象とする政策及びその事後評価の方法

事後評価の対象とする政策は以下のとおりとする。なお、政策評価の実施に当たっては、消費者庁における政策評価に関する基本計画(平成30年3月12日消費者庁長官決定。以下「基本計画」という。)で定めた実施体制の下で行うものとする。

(1) 基本計画の対象とした政策のうち実施計画の対象とする政策(法第7条第2項第1号に区分されるもの)

(ア) 政策評価体系に基づき対象とする政策は、別紙のとおりとし、実績評価方式により事後評価を行う。なお、評価の実施に当たっては、消費者基本計画(令和2年3月31日閣議決定)の検証・評価と連動して行うこととする。

(イ) 法第9条の規定に基づき事前評価を行った政策であり、根拠法令の見直し条項で定められる期限が、前記1の計画期間中に到来するものは該当がない。

(2) 政策決定後5年経過後時点でなお未着手の政策又は政策決定後10年経過後時点でなお未了の政策で、実施計画の対象とする政策(法第7条第2項第2号に区分されるもの)は該当がない。

(3) その他の政策で、実施計画の対象とする政策(法第7条第2項第3号に区分されるもの)は該当がない。

3 その他

前記1の計画期間の政策評価の実施に当たっては、前記2以外の政策についても、必要に応じ政策評価を実施することができるものとする。

評価の結果は令和4年度の予算要求、機構・定員要求等において活用することとし、特に政策評価が予算の無駄の削減に資するように努める。

附 則(令和3年消費者庁訓令第7号)
この訓令は、令和3年7月1日から施行する。

令和2年度消費者庁政策評価実施計画の対象とする政策

政策分野	政策	令和2年度施策名	担当課	消費者基本計画工程表（令和2年7月7日消費者政策会議決定） における施策番号
消費者政策	消費者政策の推進	(1) 消費者政策の企画・立案・推進及び調整	消費者政策課 参事官（調査研究・国際担当）	I（2）①イ、I（2）①エ、I（2）①オ、I（2）②カ、I（2）②ス、I（2）②セ、I（2）②ツ、I（2）④オ、I（2）⑥イ、I（2）⑨エ、I（3）①、I（3）④、I（3）⑥、I（4）⑧、Ⅲ（1）③ア、Ⅲ（1）③イ、Ⅲ（1）③ウ、Ⅲ（1）③エ、Ⅲ（1）③オ、Ⅲ（2）③、Ⅲ（2）④、Ⅲ（2）⑤、Ⅳ（2）①、Ⅴ（1）①、Ⅴ（2）①、Ⅴ（2）③、Ⅴ（2）⑥
		(2) 消費生活に関する制度の企画・立案・推進	消費者制度課 参事官（公益通報・協働担当）	I（2）①ウ、I（4）①、Ⅱ（4）①、Ⅲ（1）①イ
		(3) 消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進	消費者教育推進課	I（3）①、Ⅱ（1）①、Ⅱ（1）②、Ⅱ（3）①、Ⅲ（1）③ウ、Ⅲ（3）①、Ⅳ（1）①、Ⅳ（1）②、Ⅳ（1）③、Ⅳ（1）④、Ⅳ（1）⑥、Ⅳ（1）⑦、Ⅳ（1）⑧
		(4) 地方消費者行政の推進	地方協力課	I（1）③ウ、I（2）②カ、I（3）②、I（3）③、I（3）④、I（4）④、I（4）⑧、Ⅲ（2）①、Ⅲ（2）②、Ⅳ（1）①、Ⅳ（1）②、Ⅳ（1）③、Ⅴ（1）②、Ⅴ（2）④、Ⅴ（3）①、Ⅴ（3）②、Ⅴ（3）③、Ⅴ（3）④、Ⅴ（3）⑤、Ⅴ（3）⑥、Ⅴ（3）⑦、Ⅴ（3）⑧
		(5) 消費者の安全確保のための施策の推進	消費者安全課	I（1）①エ、I（1）②ア、I（1）②イ、I（1）②ウ、I（1）③ア、I（1）③エ、I（1）④ア、I（1）④エ、I（1）④オ、I（4）②
		(6) 消費者取引対策の推進	取引対策課	I（1）①カ、I（2）①ア、I（2）②セ、I（2）②チ、I（2）⑥コ、I（2）⑨ア、I（2）⑨イ
		(7) 消費者表示対策の推進	表示対策課	I（1）④ク、I（2）③ア、I（2）④ア、I（2）④イ、I（2）⑤イ、I（2）⑤ウ、I（2）⑤エ、I（2）⑨オ、Ⅱ（4）②、Ⅱ（4）③、Ⅲ（3）①
		(8) 食品表示の企画・立案・推進	食品表示企画課	I（2）⑤ア
		(9) 物価対策の推進	参事官（公益通報・協働担当）	I（2）⑧イ
		(10) 消費者政策の推進に関する調査・分析	参事官（調査研究・国際担当） 参事官（公益通報・協働担当）	Ⅱ（3）②、Ⅴ（1）③、Ⅴ（2）②